和歌山県棚田・段々畑地域振興計画

令和元年１１月２９日

第一　棚田・段々畑地域の振興の目標

棚田や段々畑は、農村景観を象徴する地域資源であるとともに、農業生産の場だけでなく、洪水・土砂崩れ等の災害防止、水源涵養や生物多様性の確保など多面的な機能を持ち、四季折々の美しい景観が人々に潤いと安らぎを与えている。

しかしながら、中山間地域の急速な過疎・高齢化、後継者不足等により、耕作放棄された棚田や段々畑は増え続け、集落機能の低下が懸念されている。

このような状況の中、那智勝浦町の小阪の棚田では、地元の有志で休耕田を復田させ、棚田オーナー制度や体験イベントを開催するなど、棚田の保全活動を行っている。また、有田川町の沼の棚田・段々畑では和歌山大学の学生が農作業を手伝い、集落の人達と交流することで地域に活力を与えている。さらに、有田川町のあらぎ島では美しい景観を利用した観光誘客に取り組んでいる。

このように、棚田や段々畑は地域振興の核となりうる可能性を秘めており、棚田や段々畑を保全していくため、農産物の生産のみにととまらず、文化的景観の保護、観光・都市農村交流による交流人口の増加など、地域の振興を図ることを目標として本計画を定める。

第二　棚田・段々畑地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

１　棚田・段々畑地域の振興に関連する施策の活用

棚田・段々畑地域の振興にあたっては、以下の関連施策の積極的な活用を図る。

（１）移住・定住の促進や「関係人口」を創出・拡大する施策

棚田オーナー制度や都市住民との農村交流・体験イベントの支援、「地域おこし協力隊」等の制度の活用を一層促すとともに、地域の魅力発信により、地域を訪れ多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大に取り組む。更には、田舎暮らしの魅力を発信し、空き家の利活用の促進、就労や起業支援などを通じ、住居や就労先を確保し、移住・定住者が安心して生活できるような環境を整備することにより、棚田や段々畑の保全等を図る新たな担い手の確保を推進する。

（２）農山漁村交流・体験を推進する施策

教育活動の一環として、棚田・段々畑地域における児童・青少年の宿泊体験や自然体験学習等のイベントの開催を支援し、農山漁村交流・体験を推進する。

（３）歴史的価値の高い文化的景観、文化財等を保護・活用する施策

和歌山県では、有田川町のあらぎ島及び三田の棚田が「蘭島及び三田・清水の農山村景観」として重要文化的景観に指定され、海南市下津地域の段々畑は平成 31 年に認定された日本農業遺産システムの重要な構成要素にもなるなど、多くの棚田や段々畑の美しい景観は文化財としても貴重な価値を有することから、文化的景観や文化財等の保護・活用を図る。

（４）農業生産活動、農産物の加工・販売を促進する施策

棚田や段々畑の保全を図るため、中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度を活用するなど農業生産活動を支える生産基盤を整備する。

また、農地集積やスマート農業を進める施策を通じて農作業の効率化を図るとともに、生産される農作物については、ブランド化や加工・販売を促進し農業所得の向上を図る。

（５）国土保全や地域集落の維持・活性化を図る施策

棚田や段々畑は、地すべりがおこりやすい地形でもあり、山腹に形成される棚田や段々畑の保全を図るため、地すべりを防止する施策を活用する。

また、多くの棚田・段々畑地域においては、水路や道路の維持管理の粗放化やコミュニティーの希薄化が進行していることから、地域の共同活動を支援するとともに地域づくりのワークショップを開催するなど、集落の維持・活性化を図る。

（６）観光資源の魅力向上等観光誘客を促進する施策

棚田や段々畑は観光資源としても大きなポテンシャルを有しており、見学ツアーやオーナー制度等棚田や段々畑の魅力を活用・発信する取組を補完するため、周辺地域への訪問・滞在を促進する二次交通や駐車場、トイレ、フリーWi-Fi、多言語案内板等の整備をはじめ、農家民宿や空き家の利活用による宿泊施設や交流拠点の整備、棚田や段々畑を含む周辺地域ならではの魅力ある体験プログラムの開発等を通じて、国内外から多様なニーズに応じた観光客を受け入れられる環境を整備する。

また、観光誘客を図るため、周辺の観光資源と連携・ストーリー化を行い、関連施策との連携も図りながら国内外へ情報発信を行うとともに、観光協会やDMO(観光地域づくり法人)を中心とする地域の観光人材の確保・育成を図る。

（７）自然環境の保全・活用、鳥獣害対策等を促進する施策

棚田・段々畑地域は、多様な自然環境を有し、観光資源としても魅力的なものであることから、自然体験イベントやエコツーリズムの推進など自然環境の保全・活用を図るほか、鳥獣害侵入防止柵や檻の設置、ジビエの利活用を含めた鳥獣害対策を行う。

２　和歌山県の支援施策

（１）農家所得向上への支援

棚田や段々畑の保全を図るには、安定した所得が得られることが重要要素の一つでもあることから、優良品種への改植やみかんの厳選出荷などを実施するするとともに、地域農産物を活かすための商品開発や都市部での販売促進を支援する。

（２）過疎対策への支援

棚田・段々畑地域における住民のくらしを支えるため、医療・福祉の充実、日用生活品の確保、生活交通の確保、地域資源を活用した活性化などの課題に総合的に取り組む過疎集落再生・活性化支援事業を実施する。

（３）地域交流への支援

都市農村交流を促進するためのグリーンツーリズム推進事業や、企業や大学と地域を繋げる「企業のふるさと」や「大学のふるさと」事業を実施する。

（４）中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業

中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業(以下「ふる水・棚田基金」という)により、棚田地域における農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と都市住民も交えた継続的な地域住民の活動の活性化を図り、活動を推進する人材の育成、農地や施設の利活用及び保全整備等の推進に対する支援を実施する。

また、ふる水・棚田基金の活用促進を図るため、市町村が指定棚田地域振興協議会を組織する際には、和歌山県が同協議会に参画し、市町村と調整を図る。

（５）わかやまの美しい棚田・段々畑

和歌山県では、美しい景観を形成し将来に残すべきと考える棚田・段々畑を「和歌山の残したい棚田・段々畑(別記 1)」として選定するとともに、自主的に保全活動に取り組んでいる県内の団体並びに地域を「わかやまの美しい棚田・段々畑(別記 2)」として認定しており、県のホームページやＰＲチラシ等により今後も積極的に広報する。

（６）棚田カード

地域外からの棚田や段々畑への訪問を促し、棚田や段々畑のもつ多様な魅力と維持保全する取組に理解を求めるため、棚田カードの作成・配布を推進する。

（７）その他の支援

棚田地域振興コンシェルジュ制度等国の制度や仕組みについて積極的に情報収集・活用を図るとともに、市町村や協議会等に対して積極的に情報提供を行う。

３　和歌山県における推進体制

（１）和歌山県棚田等保全連絡協議会

棚田や段々畑の保全団体や市町村、県が情報交換を行い、よりよい棚田や段々畑の保全・活用方法を検討し、地域での保全活動を支援する。また、全国棚田(千枚田)連絡協議会に加入し、全国棚田(千枚田)サミットや保全のイベントに参加、全国の棚田や段々畑を有する地域とのネットワーク化に取り組み、県内の棚田・段々畑地域を広く知ってもらうための広報活動を支援する。

（２）棚田地域の振興に関するワンストップ化

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など棚田地域の振興に関する窓口は、農林水産部農林水産政策局農林水産総務課里地・里山振興室が担い、一元的に相談・協議等ができる体制を整備するとともに、県関係課室と情報を共有し、振興活動計画に位置付けられた活動の状況把握を行う。

４　棚田・段々畑地域に関する情報の周知徹底

棚田・段々畑地域間をネットワーク化し、先進的・モデル的事例を情報共有するとともに、全国各地の棚田・段々畑地域との交流も図る。また、県内の棚田・段々畑地域に関する情報について、道の駅やランドマーク施設等において PR チラシや案内板の設置、県ホームページでの紹介、棚田カードの活用など国内外に広報することにより、交流人口・関係人口の増加を図る。

第三　その他棚田・段々畑地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

１　指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町村等の実情を勘案し選定する。

（１）棚田や段々畑の保全を図るため、当該棚田地域の振興に必要な措置を講ずることが適当であると認められる地域

ア　棚田地域の振興を図る必要性が高いこと

人口の減少、高齢化の進展等社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること

イ　棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること

農産物の供給、国土保全、水源涵養、生物多様性確保その他自然環境の保全、良好な景観形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能が良好に発揮されること

（２）当該棚田地域に係る地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる地域

棚田地域の振興及び棚田や段々畑の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が整備される見込みが高いこと

２　指定申請を行わなかった棚田地域

指定申請を行わなかった棚田地域についても、中山間地域等直接支払交付金やふる水・棚田基金等も活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全を支援しつつ、指定棚田地域での取組など先進的・モデル的な事例の情報提供や地域における棚田や段々畑の保全・活用に関する合意形成の支援など行うことにより、棚田や段々畑地域全体の振興を図っていく。

３　指定棚田地域の対象とならない地域(主に段々畑)

指定棚田地域の対象とならない地域においても、中山間地域等直接支払交付金やふる水・棚田基金等を活用しながら、農業生産活動や段々畑等の保全を支援するとともに、地域の自主的な活動や取組をサポートすることで地域の振興を図っていく。

第四　その他関係計画に関する整合性

本計画に基づく棚田・段々畑地域の振興にあたっては、農業振興地域整備計画など国の関係省庁(総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)が所管する地域振興に関する計画との整合・調和を保つこととする。

【別記１】

和歌山の残したい棚田・段々畑　（棚田 23 か所、段々畑 4 か所）

県棚田等保全連絡協議会の市町が選定した地域（平成 25 年度）

海 南 市：海老谷大西の棚田
紀美野町：三尾川寺原の棚田
紀の川市：東山田の棚田、五百谷の棚田、本川谷の棚田、久保谷の棚田、
　　　　　和田の棚田、平野の棚田、所垣内の棚田、尼寺の棚田
橋 本 市：九重神原の棚田、芋谷の棚田
高 野 町：筒香ヌタノハラの棚田
有田川町：あらぎ島、沼の棚田
湯 浅 町：栖原の段々畑
印 南 町：上洞の棚田・段々畑
日高川町：寒川の棚田
田 辺 市：龍神村宮代の棚田、龍神村下廣井原の棚田、中辺路町高原の棚田
白 浜 町：滝の段々畑、市鹿野の段々畑
すさみ町：佐本の棚田
那智勝浦町：小阪の棚田、南平野の棚田

【別記２】

わかやまの美しい棚田・段々畑（11 認定地区）

海 南 市：下津町方の段々畑（H30）
橋 本 市：芋谷の棚田（H26）
有 田 市：山田原の段々畑（H26）
有田川町：あらぎ島(H26)、沼谷(天空)の棚田（H27)、沼の棚田（H28）
印 南 町：上洞の棚田・段々畑（H29）
田 辺 市：龍神村下廣井原の棚田（H26)、温川の棚田（H27）
那智勝浦町：小阪の棚田（H26)、南平野の棚田（H27）

※平成 26 年～30 年に県が認定した地域（)内は認定年度

【認定要件】

（１）地形勾配が２０分の１以上の階段状の水田又は畑であり、美しい景観が保全されている地区である。

（２）概ね１ｈａ以上の団地を構成している。

（３）農地の維持管理が行われており、今後も継続して行われる見込みがある。

（４）地域の特性を生かした共同の営農活動、他地域との交流活動、環境保全活動、その他保全活動に取り組んでいる又は取り組む予定地区である。